株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第 27 条の 23 条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティバンク、エヌ・エイ東京支店 日本における代表者　ダグラス・エル・ピーターソン
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号
【報告義務発生日】	平成 19 年 1 月 16 日
【提出日】	平成 19 年 1 月 22 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	１名
【提出形態】	その他

第１【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社菱和ライフクリエイト
会社コード	８８９６
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町２０－１

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

(1) 【提出者の概要】

□【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	シティグループ・グローバル・マーケッツ・フィナンシャル・プロダクト Citigroup Global Markets Financial Products LLC
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン オレンジストリート１２０９　コーポレーショントラストセンター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

□【法人の場合】

設立年月日	平成９年３月１８日
代表者氏名	スーザン･ディーン/ジェイソン・チウ/キース・アンゼル/クレイグ・レスリー
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資運用業務

□【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	シティバンク、エヌ･エイ　コンプライアンス本部　長瀬幸恵
電話番号	03-5223-9959

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

□【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	2,425,100		
新株予約権証券（株）	A	－	F
新株予約権付社債券（株）	B	－	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K 2,425,100	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O 2,425,100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

□【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成19年1月16日現在）	Q 46,227,244
上記提出者の 株券等保有割合（%） (O/(P+Q)×100)	5.25%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年12月27日	普通株	6,500	取得	875
平成19年1月4日	普通株	219,500	取得	945
平成19年1月5日	普通株	291,200	取得	945

平成19年1月9日	普通株	294,600	取得	945
平成19年1月10日	普通株	34,100	取得	946
平成19年1月11日	普通株	500	取得	945
平成19年1月12日	普通株	907,500	取得	946
平成19年1月12日	普通株	329,800	取得	946
平成19年1月16日	普通株	341,400	取得	946

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(6)【保有株券等の取得資金】

□【取得資金の内訳】

自己資金額(R)(千円)	2,295,391
借入金額計(S)(千円)	
その他金額計(T)(千円)	
上記(T)の内訳	
取得資金合計(千円)(R+S+T)	2,295,391

□【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1	該当なし					

□【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地
	該当なし		

(2)【保有目的】

純投資

CITIGROUP GLOBAL MARKETS FINANCIAL PRODUCTS LLC

POWER OF ATTORNEY

Citigroup Global Markets Financial Products LLC does hereby appoint the below named person as its true and lawful agent and attorney-in-fact to execute and file all reports required by the Japanese Securities and Exchange Law, Chapter 2-3, "Disclosure of the Status of Substantial Holdings of Equity Shares" on its behalf and to do such other things as are necessary in connection therewith.

Name of Agent: Citibank, N.A., Tokyo Branch
5-2-20 Akasaka, Minato-ku
Tokyo, Japan

By _____
Jason Chiu
Director
Citigroup Global Markets Financial Products LLC
20 November 2006

Citigroup Global Markets Financial Products LLC
Corporation Trust Centre
1209 Orange Street
Wilmington
Delaware 19801
USA

[訳文]

委　　任　　状

シティグループ・グローバル・マーケッツ・フィナンシャル・プロダクトは下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

代理人の名称　　東京都港区赤坂 5-2-20
シティバンク、エヌ・エイ東京支店

署名　ジェイソン・チウ
ディレクター
シティグループ・グローバル・マーケッツ・
ファイナンシャル・プロダクツ・エルエルシー
２００６年１１月２０日